

地方経済情報 Weekly No.299

課税事業者だけでなく免税事業者にも影響

～ 消費税のインボイス制度導入 ～

1. 消費税始まって以来の大きな改正

現在、消費税は複数税率制(原則10%、食料品等の一部は8%に軽減)が採られており、「区分記載請求書」が発行されています。これに2023年10月から「商品に課税されている消費税率、消費税額を請求書に明記する」という「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入される予定です。このインボイスの発行には、事前に「適格請求書発行事業者(以下、登録事業者)」として登録した課税事業者となる必要があります[図表1]。

2. 実務上の影響は

この制度のポイントとなるのは「仕入税額控除」です。消費税の納税額は、預かった消費税(A)と支払った消費税(B)の差額となりますが、AからBを控除することを「仕入税額控除」と呼びます。制度導入後はインボイスが仕入税額控除の際の必要書類となるため、ない場合は納税額が買手側の全額負担となります[図表2]。このため免税事業者(年間売上高が1,000万円以下の事業者等)の場合、登録事業者への移行が必須となります。2023年10月以降は、取引先からインボイスの交付要請を受けても登録事業者でなければ発行できず、その取引先が仕入税額控除を受けることができないため、結果的に取引が解消される可能性が懸念されるからです。

3. 今後の対応は

免税事業者がインボイスを発行するためには、2023年3月末までに登録事業者の登録申請をする必要があります。加えて、今後インボイスを必要とする事業者との取引を行う場合は、個人事業者であっても消費税の納税義務が発生するため、納税に備えた財務基盤を整備することが求められます。

[図表1] インボイス(適格請求書)の例

請求書		△△商事(株)
⑥ (株)〇〇御中	登録番号 T012345...	
11月分 131,200円 ①	××年11月30日	
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円 消費税 11,200円	
④	8%対象 40,000円 消費税 3,200円	⑤
	10%対象 80,000円 消費税 8,000円	
	③ ※ 軽減税率対象	

- ①登録事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ②取引年月日
 - ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 - ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
 - ⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
 - ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ※下線部分が現行の「区分記載請求書」に追加

詳細は国税庁HPをご参照下さい。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
 (オンライン説明会のほか、各税務署等でも説明会が行われますのでご利用下さい。)



資料: 国税庁HP「消費税軽減税率制度の手引き」

[図表2] インボイス制度への変更で想定されるケース

- ①仕入れ時に支払い ②売却時に預かり

消費税 2万円

消費税 10万円



①でインボイスあり
⇒②-①=8万円

①でインボイスなし
⇒②-~~①~~=10万円

担当: 主任研究員 漆嶋